

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	(注1)	治癒するまで
第2種	<p>インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)</p> <p>百日咳</p> <p>麻疹(はしか)</p> <p>流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</p> <p>風疹(三日ばしか)</p> <p>水痘(みずぼうそう)</p> <p>咽頭結膜熱(プール熱)</p> <p>結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(発症当日は、カウントしません。翌日から5日は必ず休み、以降は解熱の状態と判断します) ・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹がなくなるまで ・すべての発疹がかさぶたになるまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	<p>コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス</p> <p>腸管出血性大腸菌感染症</p> <p>流行性角結膜炎</p> <p>急性出血性結膜炎</p> <p>*その他の感染症(注2)</p>	<p>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>

(注1) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

(注2) その他の感染症とは、手足口病、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症(ウイルス性胃腸炎)ヘルパンギーナなどがあります。